

地主・経営者のための
情報マガジン

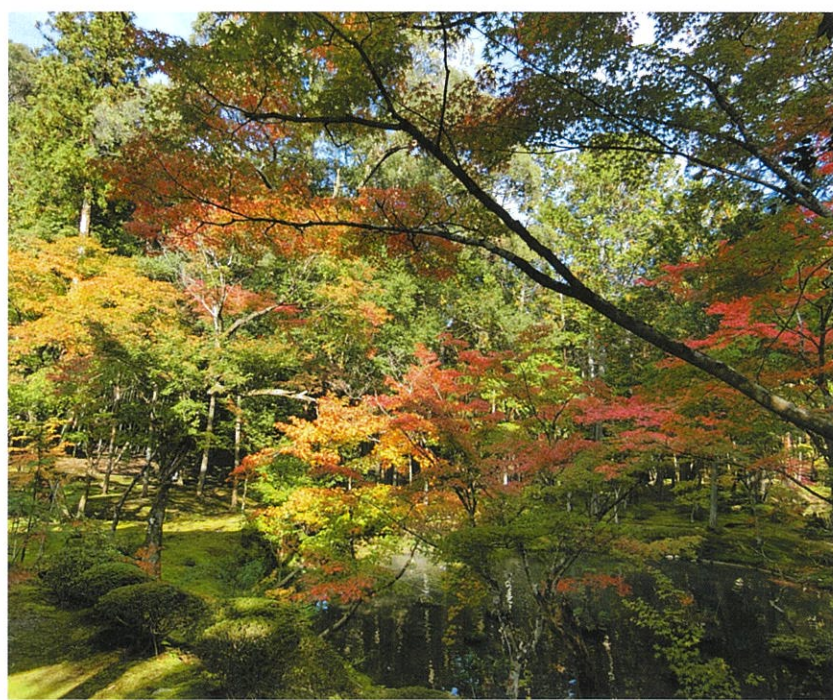
11
November

Agri Times

あぐりタイムズ / 2021 vol.196

免税事業者が課税事業者を選択するようになる？ 消費税インボイス発行事業者登録を 検討しましょう

～店舗・駐車場貸付業、農業等の方もご注意を～



営業職に役立つ！

ゴルフの
心髄

西芳寺

“JNN NEWS”
“FMヨコハマ”で
CM放送中



ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪

免税事業者が課税事業者を選択するようになる？ 消費税インボイス発行事業者登録を 検討しましょう

～店舗・駐車場貸付業、農業等の方もご注意を～

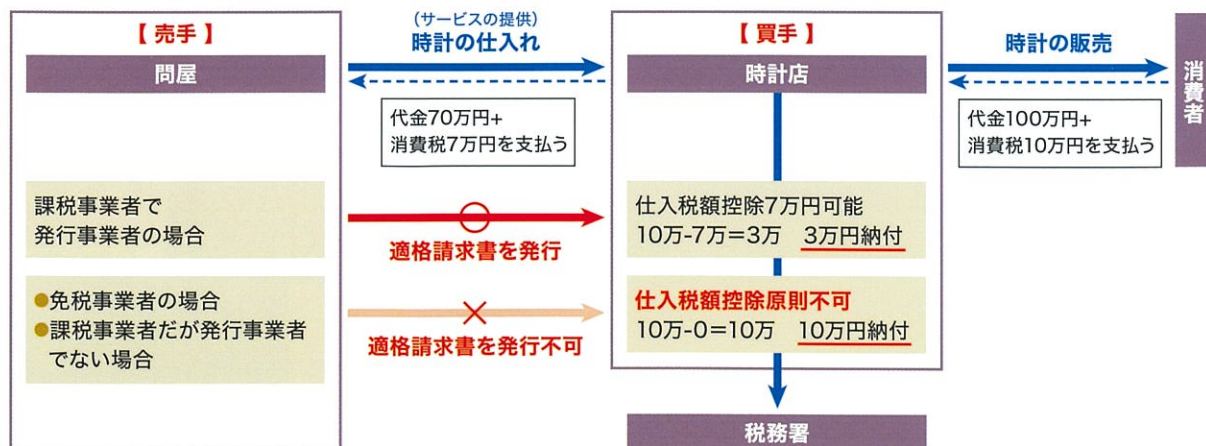
令和5年10月1日から消費税に適格請求書(インボイス)制度が導入される予定です。その準備として令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請受付が開始されます。制度に対応するシステム等の準備には一定の時間がかかります。また現在、免税事業者の方は取引先との関係から、敢えて課税事業者となることを選択する事例が増えるのではとされていますので影響は大きいです。業態によっては免税事業者のままで困らない場合もあるでしょう。まずは適格請求書発行事業者(以下「発行事業者」ともいう)の登録申請をするか否かの検討が必要でしょう。



1 インボイス制度の概要

事業者が消費税の申告をする際の納税額の計算は、「売上げに係る消費税額」から、「仕入れに係る消費税額(諸経費や資産の取得に係る消費税額を含む。)を控除し(以下、この控除することを「仕入税額控除」という。)、その差額を納付します。現在は、売手が免税事業者や消費者等(以下「免税事業者等」という)であっても、買手の支払額を仕入税額控除の対象とできています。

インボイス制度導入後は、下図の例で、買手(時計店)が、支払済みの消費税7万円の控除(仕入税額控除)を受けるためには、帳簿のほかに、売手(問屋)から交付を受けた「適格請求書」(正確な消費税額を伝えるインボイス)の保存等の条件が必要となり、それを満たす場合に、売上に係る消費税10万円から、7万円の仕入税額控除が認められ、納付は差額の3万円となります。逆にこの適格請求書の保存がない場合、「7万円の納税は、問屋(及び問屋以前の流通の業者)が行いますよ。」という旨の送り状がないことになり、時計店は、原則、仕入税額控除が認められず、納付額は10万円になってしまうという点が現行制度との違いです。



適格請求書とは、「売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号等、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。(以下「インボイス」ともいう。名称・様式は不問。手書きも可。電磁的記録の提供によることも可。)

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。また、登録が受けられるのは課税事業者のみです。(登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。)

2 売手としての留意点(適格請求書発行事業者の義務等)

- (1) 適格請求書発行事業者には、原則として、「取引相手の求めに応じて適格請求書を交付する義務」及び「交付した適格請求書の写しを保存する義務」があります。同様に、売り上げの返還・値引き等に係る適格返還請求書や修正適格請求書等の交付義務も課されます。
- (2) 適格請求書交付が困難な所定の取引は交付義務の免除あり。(農協等への出荷等。p4参照)
- (3) 適格請求書の記載事項として必要な事項は以下の通りです。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

下線(赤枠)の項目が、
現行の請求書に
追加される事項です。

請求書

株〇〇御中 ← ⑥ 登録番号 T012345... (△△商事株) ××年11月30日

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 * ← ③	10,000円
11/2	タオルケット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円 ← ⑤

④ ⑤ ⑥ * 軽減税率対象

○不特定多数の者に対して販売業を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書(左記⑥を省略したもの)を交付可能です。

○一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。例えば、②、③の事項のみ納品書により、他の項目は請求書により要件を満たすこと等の方法も可能です。

3 買手としての留意点(消費税申告を本則課税で計算している方)

(1) 仕入税額控除の要件

- 所定事項を記載した帳簿及び適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)に支払った仕入れ・経費等は、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

(2)経過措置

制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合(令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%)を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

(3)簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額を計算しますので、適格請求書等の保存がなくても、今までと同様の仕入税額控除ができます。

4 令和3年中に検討・準備することが望ましい事項

1. 適格請求書発行事業者の登録を行うか否かを決定しましょう

(1)免税事業者の場合

免税事業者はインボイスを発行することができないため、買手が本則課税事業者であれば、仕入税額控除ができないことを理由に取引停止や消費税分の値引きを要求される可能性があります。⇒課税事業者となることを選択して、インボイス発行事業者登録申請を行うことで、発行事業者となることもできます。(登録手続きの経過措置があります。②参照)

◎**基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても**、適格請求書発行事業者になっていれば、消費税の**申告と納税が必要となる点が大きな変更点です**ので注意致しましょう!

※免税事業者である店舗・駐車場貸付のオーナーは、借主が個人消費者やインボイスを必要としない事業主・法人の場合、免税事業者にとどまることでも問題はないともいわれていますので必要性の有無を検討しましょう。

【免税事業者(法人を含む)が登録する際の手続き】

①原則、「消費税課税事業者選択届出書」を提出するとともに、「課税事業者となることを選択した課税期間の初日」の前日の1月前の日までに発行事業者の登録申請書を提出します。(例:個人事業者や12月決算の法人が、令和6年1月1日から登録を受けようとする場合、この届出書と申請書は令和5年11月30日までに提出します。)

②経過措置

◆免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合に限り、登録を受けた日から課税事業者かつ適格請求書発行事業者となり、その登録を受けた日の前日以前の期間については免税事業者として取り扱われ、「課税事業者選択届出書」を提出する必要はない(将来、発行事業者をとりやめる場合に、「課税事業者選択不適用届出書」の提出をしなくても、「登録取消届出書」を提出することで、免税事業者となれるわけです。)という経過措置があります。

◆さらに簡易課税を合わせて選択する場合は、令和5年10月1日の属する課税期間の末日(個人なら令和5年12月31日)までに令和5年分から適用する旨を記載した簡易課税制度選択届出書を提出すれば、「課税事業者となった日」から簡易課税が適用できます。

【個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合】(⑤参照)



※令5.3.31までに提出することが困難な事情がある場合は、令5.9.30まで。

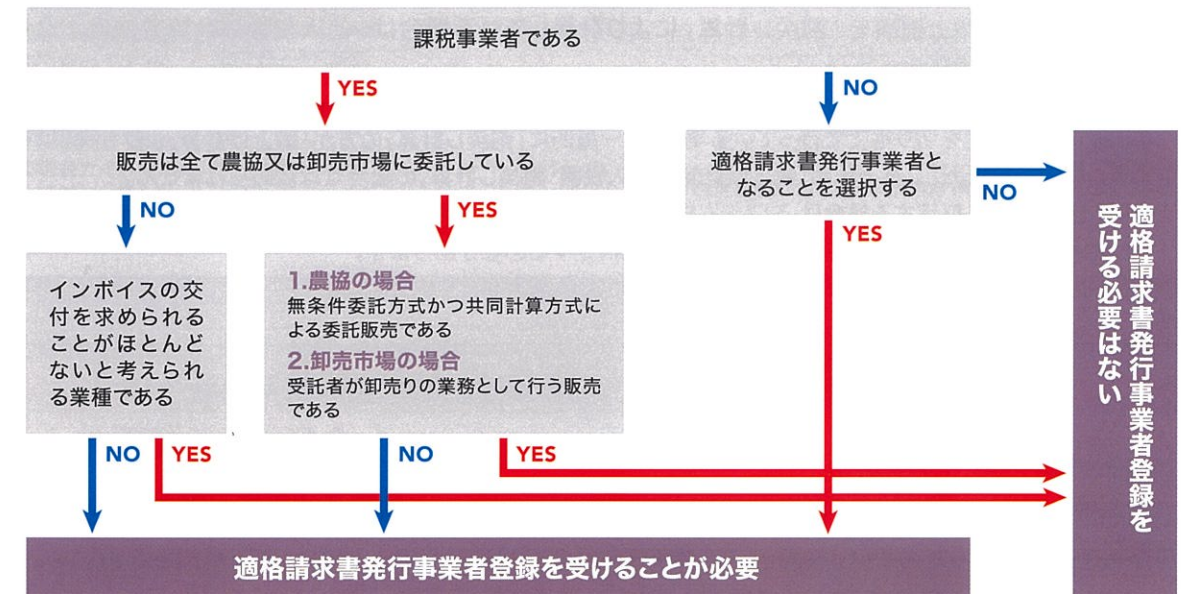
(2)課税事業者の場合

下記(A) (B)に該当している場合は、あえて適格請求書発行事業者登録を受ける必要はありません。

- (A)インボイス交付義務を免除される事業の場合(卸売市場や農協等に出荷して販売を委託する場合等が該当)ただし農業者が、本則課税事業者である直売所、大手スーパー等に直接出荷する場合はインボイスを求められる可能性がありますので注意致しましょう。
- (B)インボイスの交付を求められることがほとんどないと考えられる事業(遊技場等)の場合

【登録を受ける必要度は、下記のフローチャートにより判定してよいでしょう】

フローチャート(適格請求書発行事業者登録を受けるべきかを判定)



2. 請求書等の発行に係るシステム修正の要否検討

下記のシステムの修正が必要な場合、早期に着手することが望ましいです。

(1)現行の「区分記載請求書」の記載事項に加え、適格請求書には次の2つの事項を追加することが求められます。(P2の図の番号で確認してみましょう。)

- ①登録番号)・・・発行事業者として付与されたもの(令和5年9月30日以前交付の請求書に記載可)
- ④適用税率)⑤税率ごとに区分した消費税額合計額)・・・現行の請求書においては、「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載が要件ですが、その**適用税率と、区分ごとの消費税額合計**は記載要件とされていません。対応した様式への修正を検討致しましょう。

(2)消費税額の端数処理は、インボイス1件ごとかつ税率区分ごとに1回のみ行います。

(税率ごとに区分した合計対価の額に税率を乗じて消費税額を計算します:下記参照)

【認められる例】

請求書				
請求金額		60,197円(税込)		
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	—
ピーマン ※	197	67	13,199	—
花	57	77	4,389	—
花鉢	57	417	23,769	—
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

端数処理

《計算例》
 ●税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 →8%対象:27,060円(税抜き)
 10%対象:28,158円(税抜き)
 ●それぞれ、消費税額を計算(税率ごとに端数処理1回ずつ)
 →8%対象:27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 10%対象:28,158×10/100=2,815.8→2,815円
 ⇒適格請求書の記載事項として認められる。

【認められない例】個々の商品ごとに消費税額を計算(その都度端数処理)する方法は適格請求書の記載事項としては認められません。(参考としての記載は差し支えなし。)

3. 税額計算方法の変更に伴うシステムの修正の要否検討

令和5年10月1日以降は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ①「積上げ計算」: 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方式
 - ②「割戻し計算」: 適用税率ごとの税込取引総額を10/110(又は8/108)×78/100で割戻して計算する方式
[参考]消費税額の内、国税は78/100、地方消費税は22/100なので、上式ではまず国税を計算しています。
- ①と②で、例えばスーパーのような小売業では大きな差が生じます。

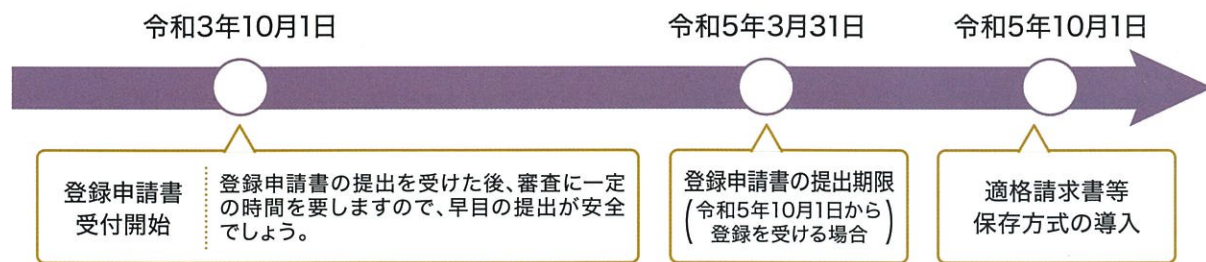
- 売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算している場合は、仕入税額も「積上げ計算」により計算する必要がありますが、売上税額を「割戻し計算」により計算している場合は、仕入税額の計算方法は①②のいずれかを選択可能です。

- ◆税額の端数処理を切り捨てで行っている場合は、一般的に「割戻し計算」の方が「積上げ計算」よりも税額が大きくなります。ただし、売上税額「積上げ計算」・仕入税額「割戻し計算」の組合せは認められません。
- ◆「積上げ計算」を採用する場合は、システム修正が必要となることが多いでしょう。取引先とも打合せを行い、インボイスの様式や電磁的データとするか否か等を決定する必要があります。

5 発行事業者登録申請等の手続き等(申請は任意となっています。)

【登録申請のスケジュール】

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(但し、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



- 課税事業者は、課税期間の途中であっても、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受けることができます。効力は登録日から生じます。発行事業者の公表事項は国税庁HPで閲覧可能となり取引先の登録状況を確認できるようになります。

◎社内的な意思決定や準備、顧客に対する連絡や打合せ等、インボイス制度適用までには必要とされる多数の手続等があると思われます。早目の検討と準備が必要でしょう。



代表社員 清田幸弘

清田のひとりごと

お菓子でも飲物でもレモン何個分のビタミンCという表記をよくみますよね。なんだか元気になれそう、と思いつい購入してしまいましたが、他の食物と比べ数字でみると、レモンのビタミンCの含有量はそう多くありません。パセリはレモンの8倍、煎茶は2.6倍、焼きのりは2.1倍と意外なものよりも低いそうなんです。いつの間にかビタミンC=レモンというイメージがありましたが、ビタミンCを効率よく摂取したい時は別

の食べ物の方が良さそうですね。同様にカフェインと言えば、コーヒー又はエナジードリンクというイメージが強くなりますが、こちら意外にもカフェイン含有量は低いのです。例えば、お茶の玉露の方が含有量は高く、レッドブルの4倍、コーヒーの2.6倍です。集中したかったり、眠気覚ましをしたい場合は玉露を飲むと良いでしょう。

ランドマーク便り メディア掲載情報

ウェブメディア

【幻冬舎
ゴールドオンライン】
8月14日(土)より全8回連載「Q&Aで解説!都市農家・地主のための税金ガイド」が配信されています。また弊社代表税理士清田幸弘の著書『令和3年度 都市農家・地主の税金ガイド』(税務研究会出版局)もご紹介いただきました。



新聞



【日本経済新聞】
7月27日(火)朝刊 12面
「事業承継税制プロフェッショナル 税理士30選」にランドマーク税理士法人が掲載されています。

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー・税務無料相談会

10月 遺言書作成における留意点

10月20日(木) 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

10月20日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

10月20日(木) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

10月20日(木) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

10月20日(木) 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

10月20日(木) 川崎駅前会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

10月20日(木) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

10月21日(金) 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

10月21日(金) 新横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-350-5605

10月21日(金) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第38時限 逆目のチップ(アプローチ)ショット!

セカンドショットがわずかにグリーンをはずれ、特に砲台グリーン周辺に多く見られる、逆目からのチップショットです。芝が逆目のショットは仮にフルスイングのショットであっても、インパクト時の衝撃は大きく、クラブヘッドのリーディングエッジに引っかかりやすく、スムーズにクラブヘッドが抜けていきません。グリーン周辺のチップショットは、フルスイングのショット程スピードを出すわけでもなく、ゆっくりなストロークでスイングをする為に余計に芝の逆目に左右され、ピンに寄せられずかなりショートする確率が高いはずで

①②芝の逆目のチップショットが難しいのは、芝目に対して直角にクラブヘッドを動かそうとする点にあります。

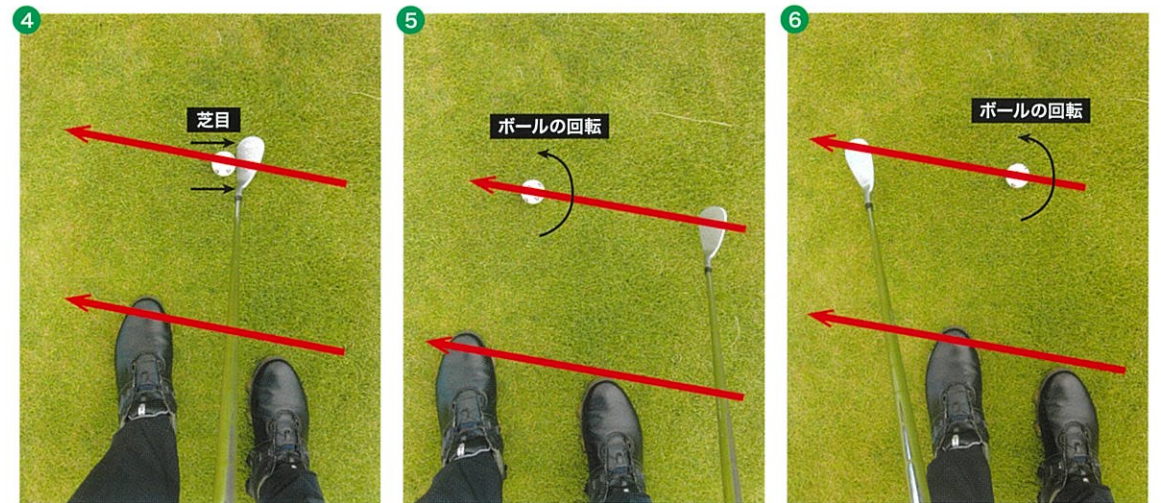
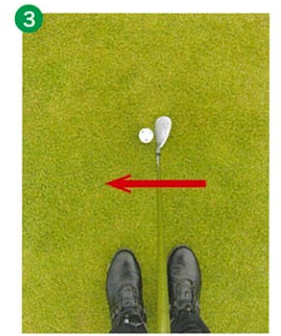


常にボールのみをヒット出来る技術があれば、直角にヒットするスイングで問題はないのですが、一般的には少しダフったり、それを回避しようとして、トップしたりというミスが出やすいと思います。

これらを回避する為の方法が次の作業です。

通常の構えは③

★今回のチップショットの構え方とスイング方向④⑤⑥



⑦直角の芝目に対して、スタンスをクローズにセットし、インサイドアウトに振り抜くことで、つまって引っかかってしまう抵抗を極力小さくする目的でチップショットをします。



★ボールの回転はフック回転になるので、ピンのやや右側からまわして寄せていくイメージのショットになります!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級